３　前二項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる場合においては、その者を金融商品仲介業者とみなして、新金融商品取引法第三章の二第二節（第六十六条の八を除く。）、第三節、第四節及び第五節（第六十六条の二十五を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る新金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項中「第六十六条の登録を取り消し」とあるのは「暗号資産売買媒介等業務の全部の廃止を命じ」と、同条第三項中「登録を取り消す」とあるのは「暗号資産売買媒介等業務の全部の廃止を命ずる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

４　前項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項の規定により暗号資産売買媒介等業務の全部の廃止を命じられた場合における新金融商品取引法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者をこれらの規定により新金融商品取引法第六十六条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項の規定による新金融商品取引法第六十六条の登録の取消しの日とみなす。

５　第三項の規定により金融商品仲介業者とみなされる者が施行日前にした旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項第三号に該当する行為とみなす。

６　施行日前に前項に規定する者に対してされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定による処分（暗号資産仲介行為に係る業務に係るものに限る。）は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項（これらの規定を第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による処分とみなす。

第十九条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けている金融商品仲介業者（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けた金融商品仲介業者を含む。）については、施行日において新金融商品取引法第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項について変更（暗号資産売買媒介等業務の種別の追加に係るものに限る。）をしようとするものとみなして、新金融商品取引法第六十六条の五第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品仲介業者は、施行日から起算して六月間（同項の変更登録の申請をした場合において当該期間内にその申請について同条第五項において準用する新金融商品取引法第六十六条の四の規定による変更登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、当該事項について新金融商品取引法第六十六条の五第四項の変更登録を受けないでも、暗号資産売買媒介等業務を行うことができる。

２　前項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる金融商品仲介業者が施行日から起算して六月を経過する日までに新金融商品取引法第六十六条の五第四項の変更登録の申請をした場合において、その申請について変更登録又は変更登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

３　金融商品取引法第六十六条の二十五の規定は、前二項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる金融商品仲介業者が行う当該暗号資産売買媒介等業務については、適用しない。

４　第一項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる金融商品仲介業者が施行日前にした旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項第三号に該当する行為とみなす。

５　施行日前に前項に規定する金融商品仲介業者に対してされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定による処分（暗号資産仲介行為に係る業務に係るものに限る。）は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項の規定による処分とみなす。

第二十条　附則第十八条第一項又は前条第一項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けた者にあっては、当該登録を受けた日から起算して二週間以内）に、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　旧資金決済法第六十三条の二十二の三第一項第一号、第二号、第四号及び第十号に掲げる事項（金融商品仲介業者にあっては、登録番号を含む。）

二　暗号資産売買媒介等業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

三　取り扱う暗号資産の名称

四　暗号資産売買媒介等業務の委託を受ける金融商品取引業者（附則第八条第一項又は第二項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者を含む。）の商号

五　暗号資産売買媒介等業務の内容及び方法

六　その他内閣府令で定める事項

２　附則第十八条第一項又は前条第一項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、附則第十八条第一項及び前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

３　附則第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者は、第一項第三号から第五号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（投資者の保護に欠け、又は暗号資産売買媒介等業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

４　附則第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者は、第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき（前項の規定による届出をした場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（暗号資産管理関係業務提供者に関する経過措置）

第二十一条　新金融商品取引法第六十六条の九十四第一項の規定は、附則第九条第三項の金融商品取引業者に対して新金融商品取引法第二条第五十四項に規定する暗号資産管理関係業務を提供する場合については、適用しない。

（相場操縦行為等による賠償責任に関する経過措置）

第二十二条　新金融商品取引法第百七十一条の六の規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第百七十一条の五の規定に違反する行為に係る新金融商品取引法第百七十一条の六第一項に規定する損害を賠償する責任について適用する。

（特定暗号資産発行者関係者の禁止行為等に関する経過措置）

第二十三条　新金融商品取引法第百七十一条の七の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実（同条第二項第一号に規定する特定暗号資産発行者の業務執行を決定する機関がした同号イからトまでに掲げる事項を行うことについての決定に係る事項を行わない旨の決定にあっては、当該事項を行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の対象特定暗号資産等（同条第一項に規定する対象特定暗号資産等をいう。）に係る売買等（同項に規定する売買等をいう。次項、第四項及び第五項において同じ。）について適用する。

２　新金融商品取引法第百七十一条の八の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実（同条第二項第一号に規定する金融商品取引業者の業務執行を決定する機関がした同号イからニまでに掲げる事項を行うことについての決定に係る事項を行わない旨の決定にあっては、当該事項を行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の対象暗号資産等（同条第一項に規定する対象暗号資産等をいう。）に係る売買等について適用する。